

インドネシアにおけるベースライン調査について(1)

JICAインドネシア長期派遣専門家

西尾 信員

第1 はじめに

インドネシアでは、2015年12月から2021年9月までの間に、JICAプロジェクト「ビジネス環境改善のための知的財産権保護・法的整合性向上プロジェクト」¹（以下「前プロジェクト」という。）が実施された。同年10月からは2025年9月までの予定で、JICAプロジェクト「ビジネス環境改善のためのドラフターの能力向上及び紛争解決機能強化プロジェクト」²（以下「現プロジェクト」といい、「前プロジェクト」と併せて「当プロジェクト」という。）を開始した。

現プロジェクトのうち最高裁判所をカウンターパートとする案件に係るプロジェクト目標は、「知財事件等のビジネス関連事件に関する裁判官の法的判断及び訴訟運営に関する能力が向上する。」（プロジェクト目標2）である。プロジェクト目標2に係る成果としては、「知的財産紛争を中心とする企業の権利又は経済的利益に関する紛争を解決する裁判（知財裁判等³）に関する執務参考資料が作成、公開され、裁判官やその他の法律家に普及される。」（成果3）等が挙げられている。成果3に係る活動としては、「最高裁知的財産権WGメンバー（以下「最高裁WGメンバー」という。）とJICA専門家によるプロジェクトチーム…が、最高裁及びJICAの間で合意された Terms of Reference（TOR）に基づいて、知的財産紛争を中心とする企業の権利又は経済的利益に関する紛争を解決する裁判を対象とするベースライン調査を実施し、裁判制度に関する法令上・実務上の問題点を把握する。」（活動3-1）、「3-1のベースライン調査を基に、プロジェクトチーム…が、執務参考資料の作成によって解決可能な課題を特定し、プロジェクトが取り組む執務参考資料のアウトライン及び同資料の普及計画を作成する。」（活動3-2）等が挙げられている。このように、現プロジェクトでは、知財裁判等に関する執務参考資料の作成・公開・普及活動の前提として、知財裁判等に関する法令上・実務上の問題点を把握するためのベースライン調査を実施することが予定されている。

そこで、当職は、2022年12月15日付けで最高裁判所との間で締結したTORに基づき、最高裁WGメンバー（ラフミ最高裁判事、アグス最高裁特別民事事件担当次席書記官ら）の協力を得ながら、①インドネシアの立法、行政、司法制度一般の調査⁴、

¹ 前プロジェクトのカウンターパートは、最高裁判所、法務人権省法規総局及び同知的財産総局であり、JICA技術専門家も、法務省出身者2名（検察官出身1名、裁判官出身1名）と特許庁出身者1名であった。

² 現プロジェクトのカウンターパートは、最高裁判所及び法務人権省法規総局のみであり、JICA技術専門家も、法務省出身者2名（検察官出身1名、裁判官出身1名）のみである。

³ 専ら知財事件の民事訴訟・行政訴訟等を指すものとの前提に立っている。

⁴ 統計等については、原則として、2023年2月23日に実施された「Laporan Tahunan Mahkamah Agung 2022」の資料に記載された2022年12月31日時点の数値を採用している。

②インドネシアの知財判決の分析、③中央ジャカルタ地裁の商事裁判所裁判官（以下「商事裁判官」という。）に対するヒアリング、④第三者（日本・インドネシアの弁護士やJ E T R O等）に対するヒアリング等を実施し、知財裁判等に関する法令上・実務上の問題点を把握するためのベースライン調査（以下「本件ベースライン調査」という。）を実施した。

以下、本件ベースライン調査によって得た知財裁判等に関する前提知識をまとめ、最後に法令上・実務上の問題点及びその改善策に関する意見を述べる。本号では、インドネシアの統治機構及び司法制度（第2）並びに商事裁判所（第3）について解説し、次号において、知的財産権に関する法令の整備状況（第4）、知財事件（第5）、商事裁判官による知財事件に関する裁判制度についての意見（第6）、第三者によるビジネス関連事件に関する裁判制度についての意見（第7）並びに知財裁判等に関する法令上・実務上の問題点及びその改善策の提言（第8）について解説する。

第2 インドネシアの統治機構及び司法制度

まず、インドネシアの統治機構について簡単に説明した上で、特に最高裁及び通常裁判所系列の下級裁判所に焦点を当てて、司法制度について解説する。

1 統治機構

- (1) 1999年から2004年までの4次にわたる憲法改正により、憲法裁判所が設置され（2003年8月発足）、①国民協議会（M P R）が立法権（その下に国民議会（D P R）及び地方代表議会（D P D）が存在）を、②大統領が行政権を、③最高裁が司法権を担う三権分立型の統治機構に移行した⁵。

憲法は、大統領内閣制を採用しており、大統領が省大臣その他の国務大臣を任命して内閣を組織している（別紙1参照）。

- (2) 法務人権省は、民事法、刑事法、司法制度に関する法律等の所管法令を起草し、他省庁が起草する法案の審査を行う。日本国法務省と同様、矯正局や入国管理局も法務人権省に所属している（別紙2参照）。

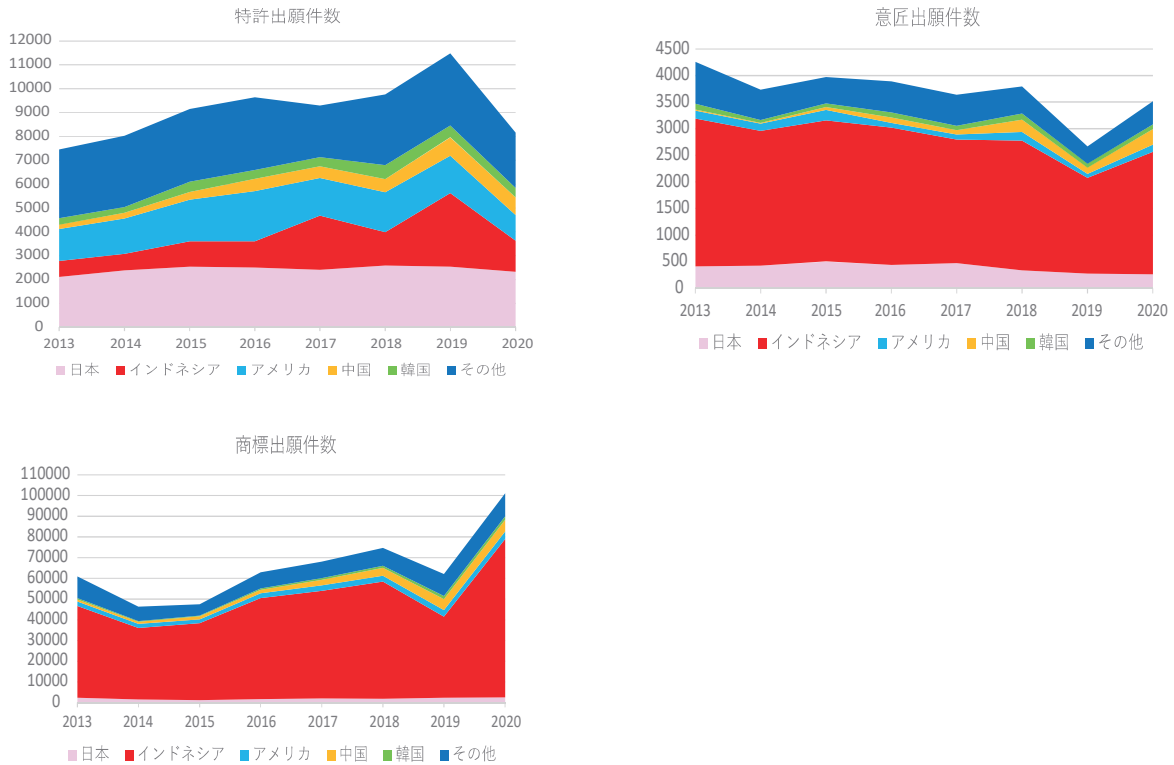
法務人権省法規総局（以下「法規総局」という。）は、民事一般法や刑事一般法を含む法案の起草に加え、法案の審査を担当しており、日本の内閣法制局のような役割も果たしている（別紙3参照）。同省国家法開発庁（B P H N）は、法案の最初の大綱（アカデミックペーパー）の調整、モニタリング及び評価等を実施するとともに、同省が起草を担当する法案に関してはアカデミックペーパーの作成自体も担当している。

法務人権省知的財産総局（以下「知財総局」という。）は、知的財産権⁶に関する行政全般を担当し、知財関係法案の起草や、出願受付、審査及び登録業務を所管し

⁵ 以前は、国権の最高機関として、国民協議会（M P R）が存在し、その傘下に、国民議会（D P R）、大統領、最高裁、最高諮問会議（D P A）、会計検査院が置かれ、各機関に権限が分配される形を採っていた。

⁶ 日本国特許庁が所管する特許、実用新案（インドネシアでは簡易特許）、意匠、商標に加え、著作権、地理的表示（G I）、集積回路配置設計及び営業秘密も所管している。なお、植物品種保護については、農業省が所管している。

ている（別紙4参照⁷）。2013年から2020年までの各国からの特許、意匠及び商標の出願件数の推移は、下記グラフのとおりで、特許及び商標の出願件数は増加傾向にあり、特許は日本からの出願件数の割合が多い⁸。



2 司法制度

(1) 裁判所

司法権は、最高裁判所（Mahkamah Agung = MA）、その管轄下に設置される通常裁判所（Pengadilan Umum）、宗教裁判所（Pengadilan Agama）、軍事裁判所（Pengadilan Militer）及び行政裁判所（Pengadilan Tata Usaha Negara（TUN））、並びに憲法裁判所（Mahkamah Konstitusi = MK）が行使するものとされている（憲法24条2項）。

ア 憲法裁判所

憲法裁判所は、初審かつ最終審として裁判を行い、法律の憲法に対する適合性に関する紛争、憲法に基づきその権限を付与された国家機関の権限に関する紛争並びに政党の解散及び総選挙の結果に関する紛争につき決定をなし、同決定は終局的なものとなる（憲法24C条1項）。

⁷ 意匠法には、意匠審判委員会の定めはなく、意匠登録の拒絶査定に対する不服申立ては、商事裁判所に対する訴えによることとされている（意匠法28条1項）。

⁸ 西山智宏「インドネシアにおける知財協力及び最近の知財動向」（IPジャーナル23号・2022年12月）85～87頁を参照。

http://fdn-ip.or.jp/files/ipjournal/vol23/IPJ23_82_89.pdf

イ 最高裁判所

最高裁は、上告審（Kasasi）の裁判を行い、法律より下位にある法令の当該法律に対する適合性を審査する権限及び法律の付与するその他の権限を有する（憲法24A条1項）。最高裁に関する法律（1985年第14号、2004年第5号、2009年第3号。以下「最高裁判所法」という。）によれば、最高裁は法律審であり、上告理由⁹、司法審査（再審）（Peninjauan Kembali）事由¹⁰がそれぞれ定められている（同法28条～30条、66条以下）。

最高裁の組織図は、別紙5及び6¹¹のとおりである¹²。すなわち、最高裁長官（Ketua MA）1名を頂点として、最高裁副長官（Wakil Ketua MA）2名（Badan Yudisial（司法部門）及びBadan Non Yudisial（非司法部門））と最高裁准長官7名（育成室長（Ketua Kamar Pembinaan）、監督室長（Ketua Kamar Pengawasan）、民事室長（Ketua Kamar Perdata）、刑事室長（Ketua Kamar Pidana）、宗教室長（Ketua Kamar Agama）、軍事室長（Ketua Kamar Militer）及び行政室長（Ketua Kamar TUN））が配置され、民事室、刑事室、宗教室、軍事室及び行政室には、その他の最高裁判事（Hakim Agung）が配置されている（合計48名¹³）¹⁴。通常裁判所系列の事件を扱う民事室及び刑事室には、それぞれ准長官（室長）を含めて最高裁判事15名が配置されている。なお、最高裁には、汚職アドホック判事と労働アドホック判事¹⁵も合計9名配置されている。

また、最高裁には、高裁判事レベルの司法判事（Hakim Tinggi Yustisial）60名、地裁判事レベルの司法判事（Hakim Yustisial）219名も配置されている¹⁶。最高裁には、最高裁事務総局（Sekretariat MA）と最高裁書記官室

⁹ 最高裁判所法28条1項a号、29条、30条1項は、最高裁は、全ての系列の司法裁判所の判決又は決定に対する上告審を担当するものとし、上告理由として、①権限を欠き、又は権限の限度を超えていること（同項a号）、②法律の適用を誤ったか、又は違反したこと（同項b号）、③法令で定められた条件を満たしておらず、そのことが関連する判決の取消しを招くおそれがあること（同項c号）を挙げている。

¹⁰ 最高裁判所法28条1項c号、66条、67条は、最高裁は、確定判決に対して再審をすることができるものとし、民事確定判決に対する再審事由として、①判決が、確定後に判明した相手当事者の嘘若しくは偽りに基づくものであるか、又は刑事裁判官が後に誤りであると宣言した証拠に基づく場合（同項a号）、②判決の確定後に、事件の審理が行われた時点では発見できなかった決定的な証拠が発見された場合（同項b号）、③請求されていない事項又は請求された事項を超える事項が認められた場合（同項c号）、④請求の一部が、その理由を検討することなく認められなかった場合（同項d号）、⑤同一当事者間で、同一の事項について、同一の理由により、同一の裁判所又は審級において、相反する判決が下された場合（同項e号）、⑥判決に裁判官の過失又は明白な誤りがある場合（同項f号）を挙げている。

¹¹ 最高裁の多くの部局は、モナス北側の最高裁本庁舎に配置されているが、最高裁事務総局のうち通常裁判所総局、宗教裁判所総局、軍事・行政裁判所総局、監督庁、法司法調査研究教育研修庁は、最高裁本庁舎から東方に約10km離れた最高裁事務総局庁舎に配置されている。

¹² 最高裁の組織及び裁判官の員数等は、Laporan Tahunan 2022の14～31、175頁参照。

¹³ 最高裁判所法4条3項が定める定員は60名である。

¹⁴ 最高裁判事は、裁判官出身者（キャリア判事）のみならず、それ以外の出身者（ノンキャリア判事）であっても任命されることができる（最高裁判所法6条B、7条）。

¹⁵ アドホック判事とは、特定の分野における専門的知見及び経験を有する臨時的裁判官であり、特別裁判所（特別法廷）において、法律の定めに従い、特定の期間、事件の審理・判断をするために任命される（通常裁判所に関する法律（1986年第2号、2004年8号、2009年第49号。以下「通常裁判所法」という。）1条6項、2条2項）。

¹⁶ 基本的に、高裁判事レベルの司法判事は、事務総長、総局長、首席書記官、次席書記官、司法研修所長、調査官、特別秘書等に任命され、地裁判事レベルの司法判事は、書記官代行、最高裁判事付き補佐判事、司法研修所教官、特別秘書等に任命される。

ただし、事務総長や総局長は、裁判官出身でない場合があり、現在の司法研修所長は、地裁判事レベルの司法判事である（元所長であるアグン判事（現最高裁民事室長）、アグス判事（現最高裁特別民事事件担当次席書記官）、前所長であるバンバン判事（現法司法調査研究教育研修庁長官）は、いずれも高裁判事レベルの司法判事であった。）。

(Kepaniteraan MA) が設置され、それぞれ事務総長 (Sekretaris MA) 1 名、首席書記官 (Panitera MA) 1 名が配置されている。最高裁事務総局には、事務総長の下に各総局等が設置されており、そのうち通常裁判所総局 (Direktorat Jenderal Badan Peradilan Umum = Badilum) が通常裁判所系列の事務系統 (裁判官の人事を含む。) を所管しており、法司法調査研究教育研修庁 (Badan Litbang Diklat Kumdil) が司法技術教育研修所 (Pusat Diklat Teknis Peradilan。以下「司法研修所」という。) ¹⁷ を所管している。最高裁書記官室には、首席書記官の下に次席書記官 (Panitera Muda MA) 7 名 (民事、特別民事、刑事、特別刑事、宗教、軍事、行政) が設置されている。そのうち特別民事事件 ¹⁸ 担当次席書記官 (Panitera Muda Perdata Khusus) ¹⁹ は、知財を含む商事事件 ²⁰ に関する事件管理・事務手続を担当している。その他、最高裁調査官室に調査官 (Pemilah Perkara MA) が配置され、上告事件等が最高裁判事 3 名 (原則) の合議体に配てられる前の調査・審査を担当し (2023 年 3 月末時点で、特別民事事件担当調査官は 6 名)、さらに、各最高裁判事の執務室に 1 名ないし複数名の書記官代行 (Panitera Pengganti MA) が配置され、最高裁判事の事件処理等を補佐している (同時点で、民事室最高裁判事執務室に配属された商事事件担当書記官代行は 22 名) ²¹。



最高裁本庁舎



最高裁本庁舎 14 階大講堂 (大法廷) 及び最高裁判事

¹⁷ 近時、Mahkamah Agung Corporate University (最高裁組織内大学) という形態をとった。

法司法調査研究教育研修庁ウェブサイト (<https://bldk.mahkamahagung.go.id/id/>) の YouTube を参照。

¹⁸ 特別民事事件とは、労使関係事件 (Pengadilan Hubungan Industri = P H I)、倒産事件 (Kepailitan = Pailit)、知財事件 (Hak Kekayaan Intelektual = H K I)、政党事件 (Partai Politik = Parpol)、仲裁事件 (Arbitrase)、消費者紛争解決機関事件 (Badan Penyelesaian Sengketa Konsumen = B P S K)、情報公開事件 (Keterbukaan Informasi Publik)、事業競争監視委員会事件 (Komisi Pengawas Persaingan Usaha = K P P U) 等を指す。

¹⁹ 同職は、当プロジェクトの実働メンバーのリーダーを務めており、前々任者であるラフミ判事、前任者であるハスワンディ判事は、いずれも最高裁判事に昇進している。

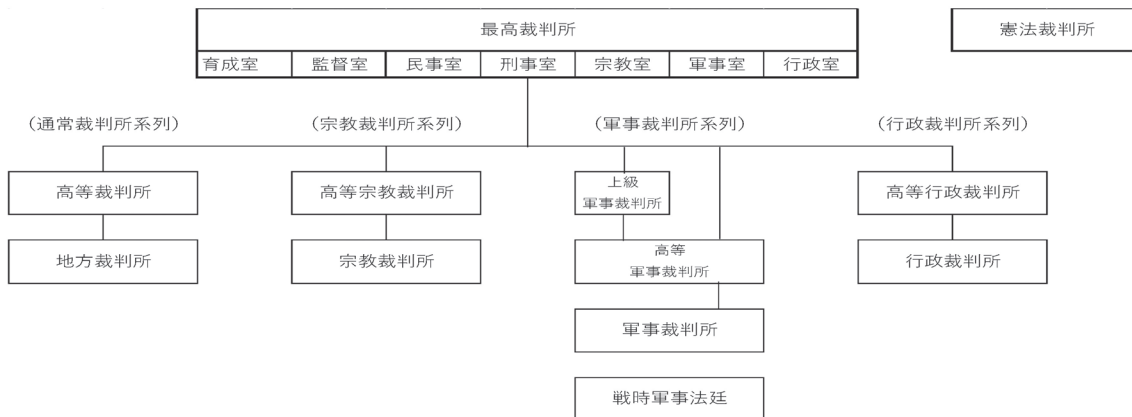
²⁰ 商事事件とは、特別民事事件のうち知財事件、倒産事件及び事業競争監視委員会事件等を指す。

²¹ インドネシアでは、最高裁に限らず、各裁判所に首席書記官 1 名が置かれ、その下に次席書記官、書記官代行が配置されており、個別事件については、書記官代行が担当している。

ウ 下級裁判所

(ア) 下級裁判所の構造

最高裁判所の下には、下級裁判所が設置されているところ、下記のとおり、管轄する事件の種類によって4つの系列に分かれている（なお、日本の簡易裁判所に相当するものは存在しない。）。



通常裁判所系列（高等裁判所及び地方裁判所）は、通常の民事事件及び刑事事件を管轄している。現在、通常裁判所系列に属する高等裁判所は34か所²²、地方裁判所は382か所である。

宗教裁判所系列（高等宗教裁判所及び宗教裁判所）は、当事者がイスラム教徒であり、イスラム法・教義によって裁判する婚姻関係等の民事事件を管轄している。

軍事裁判所系列（上級軍事裁判所、高等軍事裁判所及び軍事裁判所）は、軍人の刑事事件及び軍の規律に関する事件を管轄している²³。

行政裁判所系列（高等行政裁判所及び行政裁判所）は、行政事件を管轄している。

いずれも原則として三審制であり、各系列の第1審裁判所の直属上級裁判所が控訴審を担当し、最高裁が上告審を担当している。

(イ) 特別裁判所（特別法廷）

インドネシアでは、専門的知見を要する事件類型について、いくつかの裁判所に特別裁判所（通常裁判所系列には人権裁判所、少年裁判所、商事裁判所、汚職裁判所、労使関係裁判所及び漁業裁判所、行政裁判所系列には租税裁判所）が設置されている。これらは、最高裁を頂点とした裁判所の系列外に設置

²² インドネシアには、ジャカルタ特別首都圏等を含めて38州があるところ、最近まではそのうち30州の州都のみに高等裁判所が設置されていたが、2022年に更に4州の州都に高等裁判所が設置された。

²³ 軍事裁判所は、大尉以下の階級の軍人に関する刑事事件及び軍の規律に関する事件の第1審を管轄する。高等軍事裁判所は、少佐以上の階級の軍人に関する刑事事件及び軍の規律に関する事件の第1審を管轄するとともに、軍事裁判所を第1審とする事件の控訴審を管轄する。上級軍事裁判所は、高等軍事裁判所を第1審とする事件の控訴審を管轄するとともに、軍事裁判所と高等軍事裁判所との間の審理権限に関する全ての紛争を第1審から最終審まで管轄する。なお、戦時軍事法廷は、戦場で軍人が犯した刑事事件を第1審から最終審まで管轄することを任務とする軍内の司法権の実施機関である。

される「特別裁判所」ではなく、司法裁判所の系列内のものであり、当該分野を担当する資格を有する裁判官による合議体を指すと考えるのが実態に即しているように思われる（通常裁判所法1条5項、8条参照）。

エ 司法研修所

司法研修所²⁴は、裁判官その他裁判所職員の研修を実施する最高裁法司法調査研究教育研修庁が所管する機関であり、裁判官候補生研修、裁判官継続研修、特別研修等の様々な研修を実施している。基本的に、所長は高裁判事レベルの司法判事であり、教官は地裁判事レベルの司法判事であるが、最高裁判事、高裁判事、外部専門家等を講師として招へいすることもある。

現在、司法研修所は、知財研修として、商事裁判官の資格を有しない通常裁判所系列の地裁判事を対象として、①「短期研修」（出張研修）、②「エレメンタリーコース」及び③「商事裁判官資格付与研修」を実施し、商事裁判官を対象として、④「アドバンストコース」を実施することを予定している²⁵。



司法研修所



司法研修所の敷地

オ 裁判所の事件統計

裁判所の2022年の事件に関する統計は、別紙7のとおりである²⁶。

通常裁判所系列の事件について概観すると、新受件数は、地方裁判所が284万0594件（表2）、高等裁判所が2万0962件（表3）、最高裁判所（再審等を含む。）が1万9325件（民事6551件、特別民事1928件、刑事1655件、特別刑事9191件）（表5）である。

審理期間は、地方裁判所、高等裁判所ともに概ね1年以内に事件処理されていることがうかがわれ（表2、3によれば、年内の処理割合が極めて高い）、最高裁判所では事件受理から判決まで概ね6か月以内に処理されている（表8、9）。

第1審判決に対する控訴率は、民事が約20%、刑事が約11%であり（表12）、控訴審判決に対する上告率は、特別民事が約60%、民事が約68%、刑事が約72%であり（表13）、上告審判決に対する再審率は、特別民事が約

²⁴ 司法研修所の施設は、最高裁本庁舎から南方に約70km離れた、西ジャワ州ボゴール地区メガメンドゥンに設置されている。

²⁵ 司法研修所は、商事事件についてオーストラリアからも支援を受けており、2022年には、オーストラリア連邦裁判所（Federal Court of Australia = FCA）の裁判官が後記の知財研修FGDに参加し、かつ商事裁判官資格付与研修の倒産研修及び知財研修で講義等を担当するなどした。Laporan Tahunan 2022の318、319頁。

²⁶ Laporan Tahunan 2022の68～70、72、73、75、76、79、80、113、128、129頁を参照。

3%、民事が約35%、刑事が約6%である(表14)。

最高裁における上告認容率は、民事が約13% (= 646 / 5157)、特別民事が約16% (= 305 / 1877)、刑事が約15% (= 235 / 1525)、特別刑事が約10% (= 769 / 7827)であり(表10)、再審認容率は、民事が約10% (= 145 / 1384)、特別民事が約11% (= 7 / 62)、刑事が約17% (= 22 / 127)、特別刑事が約35% (= 497 / 1410)である(表11)。

特別民事事件のうち知財事件の統計については、後記第5・1(次号)において詳細に説明する。

(2) 裁判官²⁷

ア 裁判官候補生

日本の司法試験のような法曹三者共通の資格試験はない。

裁判官になるためには、まずは最高裁が実施する国家公務員(Pegawai Negeri Sipil = PNS)選考を通じて、裁判官候補生(Calon Hakim)になる必要がある。

最高裁の国家公務員は、毎年定期的に一定の人員が募集されるわけではなく、必要に応じて募集しており、その都度、選考の内容や方法も異なるようである。最新の募集は、「2021年度インドネシア共和国最高裁判所公務員候補者選考」²⁸である。その際は、「司法事件調査官(Analisis Perkara Pengadilan)」として合計1540名が募集・採用され、その採用者全員が各系列の裁判所の裁判官候補生として採用されたようである²⁹。

通常裁判所裁判官候補生は、司法研修所が実施する裁判官候補生研修を受ける。研修は、司法研修所における研修と配属先の地裁における実務研修で構成されており、これらを交互に受けることになる³⁰。研修後に実施される試験に合格すると、裁判官に任命される^{31, 32}。

²⁷ 裁判官任用・人事制度については、法政論集272号(2017)掲載の島田弦「インドネシア裁判官任用の変遷：インドネシアにおける官僚的司法ルーツに関する研究ノート」を参照(同集345～347頁)。
file:///C:/Users/liskas/Downloads/nujlp_272_14.pdf

²⁸ 最高裁は、2021年予算年度における最高裁国家公務員の必要性の決定に関する国家機関強化・官僚改革大臣令2021年第723号に基づき、最高裁ウェブサイト等を通じて募集を行った。
<https://mahkamahagung.go.id/id/pengumuman/4697/pelaksanaan-seleksi-calon-pegawai-negeri-sipil-mahkamah-agung-republik-indonesia-tahun-anggaran-2021>

²⁹ 2010年頃まで、通常裁判所裁判官候補生として毎年250人から300人程度が採用されていたが、その後はしばらく採用が行われず、2018年から採用が再開されたようである。

³⁰ 裁判官候補生研修の内容も、その都度異なるようであり、通常は2年間であるが、2021年度募集に係る裁判官候補生については、裁判官の人員が不足していることを理由に、1年半に短縮されたようである。

³¹ 通常裁判所裁判官の要件は、通常裁判所法によって規定されており、①インドネシア国籍を有していること、②全能の神に奉仕していること、③バンチャシラ(建国五原則)と憲法に忠実であること、④法学士であること、⑤裁判官候補生研修を修了していること、⑥心身ともに充実した職務遂行能力を有していること、⑦権威があり、誠実で、公正で、非の打ちどころのない行動をすること、⑧年齢が25歳以上40歳以下であること、⑨永久的な法的効力を有する裁判の判決に基づき、罪を犯したとして禁固刑を言い渡されたことがないこと、とされている(同法14条1項)。

³² 司法研修所は、裁判官教育研修システムの改善協力について、オランダの司法研修所「Studiecentrum Rechtspleging = SSR」から支援を受けている。裁判官候補生研修については、司法を求める当事者や一般市民が容易に理解できる効果的かつ効率的な決定を行えるようにすることを目的とする「良質な判決書作成研修(Pelatihan Penulisan Pembuat Putusan yang Baik)」を導入し、また裁判官候補生の評価基準を改良(標準化された客観的な評価基準の策定)して修了基準を強化したようである。Laporan Tahunan 2022の316頁参照。

イ 裁判官

(ア) 員数

2022年末時点での裁判官の員数は、次のとおりである³³。

最高裁判所：327

高等裁判所：904

地方裁判所：3688

高等宗教裁判所：431

宗教裁判所：2479

高等軍事裁判所（上級軍事裁判所を含む）：29

軍事裁判所：92

高等行政裁判所：54

行政裁判所：282

合計：8286

(イ) キャリア

インドネシアでは、任官直後の裁判官であっても、取り扱うことができる事件に差異はなく、原則として裁判官3名で構成される合議体で審理されるが、訴額が少額の事件は、単独体でも審理されることがある。

裁判官は、日本と同様に、定期的に他の裁判所に異動するが、同一系列内での異動に限定され、他の系列の裁判所（通常裁判所系列から宗教裁判所系列へなど）に異動することはない。

通常裁判所裁判官は、勤続年数や人事評価等を踏まえて、概ね4年ごとに3A（裁判官候補生）→3B→3C→3D→4A→4B→4C→4D→4Eとランクが上がっていき、基本的にこれと連動して、3Aから4Cランクまでに、ジャワ島以外のクラス2の地裁→ジャワ島のクラス2の地裁→クラス1Bの地裁→クラス1Aの地裁→クラス特別1Aの地裁と配属されていき、さらに4Dから4Eランクまでに、クラスBの高裁→クラスAの高裁と配属されていき、その一部が最高裁判事に昇進するようである³⁴。日本と異なり、地裁から高裁への異動が通常であり、高裁での勤務経験がある裁判官が、地裁へ異動することは原則としてない。

第3 商事裁判所

次に、中央ジャカルタ地裁商事裁判官に対するヒアリング結果等を踏まえ、知財事件を含む商事事件の第1審を専属的に管轄する商事裁判所の概要、商事裁判官になるため

³³ Laporan Tahunan 2022の175頁参照。

³⁴ 所長や副所長の管理職に選考された場合は、高裁、地裁それぞれの範囲内で、下のクラスの裁判所に異動することもある。また、地裁判事、高裁判事の段階で、最高裁で勤務する司法判事として配属されることもある。

の資格要件、知財事件第1審の訴訟運営、商事裁判官の執務環境について説明する³⁵。

1 商事裁判所の概要

商事裁判所（Pengadilan Niaga）は、商事事件の第1審を管轄する特別裁判所であり、①中央ジャカルタ地裁、②スラバヤ地裁、③スマラン地裁、④メダン地裁及び⑤マカッサル地裁に設置されており、それぞれの土地管轄が定められている。なお、商事裁判所が管轄する知財事件は、特許法、著作権法、商標法、意匠法及び集積回路配置設計法に関する民事事件（侵害訴訟等）³⁶並びに行政事件（特許・商標審判委員会の審判請求拒絶審決に対する異議訴訟、知的財産権の取消・抹消訴訟等）³⁷（本稿においては、「知財事件」とは、基本的にこれらの知財事件を指す。）である³⁸。当事者のいずれかがインドネシア国外に住所を有する場合は、中央ジャカルタ地裁商事裁判所のみが管轄権を有する。

なお、商事裁判所の知財事件に関する第1審判決に対する不服申立ては、最高裁への上告となる。



中央ジャカルタ地裁



マカッサル地裁

2 商事裁判官になるための資格要件

商事裁判所等の特別法廷が管轄する事件を取り扱う裁判官になるためには、司法研修所が実施する特別研修（資格付与研修）を受けて、その研修中に行われる試験に合格し、当該資格を付与される必要がある。

商事裁判官資格付与研修については、原則として年に1度、倒産研修と知財研修に分けて実施されているところ、参加者は、基本的に4 Aランク以上の裁判官であり、勤続年数は20年程度が一般的のようである。

2022年度の知財研修は、9月19日から10月21日の日程で開催され、52名が参加した。すなわち、第1段階（9月19日～同月27日）は、オンライン自主学习、第2段階（同月28日～同年10月14日）は、知的財産権に関するオンライ

³⁵ 本項は、間明宏充「インドネシアにおける司法制度の概要(1)」(ICD NEWS第69号、2016年12月号)及び同「インドネシアにおける司法制度の概要(2)」(ICD NEWS第72号、2017年9月号)を参考にして、本件ベースライン調査を通じて得た情報を追加・更新して記載したものである。

³⁶ 知的財産権のライセンス契約に関する訴訟等は、通常の民事訴訟扱いであり、通常裁判所系列の地裁→高裁→最高裁という三審制となっている。

³⁷ 大臣の職権による商標登録抹消決定に対する異議訴訟は、行政裁判所→最高裁という二審制となっている(商標法73条)。

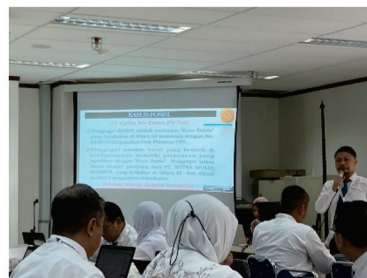
³⁸ 知的財産権に関する刑事訴訟は、通常裁判所系列の地裁→高裁→最高裁という三審制となっている。

ン講義（①知財入門、②知財関係国際条約、③著作権、④特許と簡易特許、⑤特許のクレーム解釈、⑥商標と地理的表示、⑦意匠と意匠の国際登録、⑧集積回路配置設計、⑨営業秘密、⑩植物品種保護、⑪一時差止め（水際措置）、⑫知財分野の保護の関連性、⑬仮処分（暫定措置）、⑭知財刑事犯罪、第3段階（同月16日～同月21日）は、オフラインでのグループディスカッション、インスピレーションクラス（特許要件としての新規性・進歩性）、択一・論文・口述試験等である。

商事裁判官資格付与研修を修了し、その資格を取得した後は、最高裁（商事事件担当の最高裁書記官代行）や商事裁判所等に配置され、知財事件等を扱うことになる。もっとも、その後に高裁判事（4Dランク以上）に昇進して高裁に異動してしまうと、高裁は知財事件を管轄しないことから、知財事件に接する機会が極めて少なくなる³⁹。



商事裁判官資格付与研修 1



商事裁判官資格付与研修 2

3 知財事件第1審の訴訟運営－中央ジャカルタ地裁を中心に

(1) 中央ジャカルタ地裁の体制

中央ジャカルタ地裁⁴⁰には、2023年1月17日時点で、所長・副所長を含めて33名の裁判官が配属されており⁴¹、そのうち所長・副所長を含めて14名⁴²が商事裁判官としての資格を有している。所長や副所長は、原則として事件を担当しないが、重要事件等については合議体に加わることもある。

なお、裁判官の中には、複数の特別裁判所（商事裁判所と労働裁判所等）の資格を有する者もおり、その場合には複数の種類の特別事件が配てんされる。

(2) 事件配てん

法律上、事件の配てんは、所長（Ketua）の権限とされているが、少なくとも中央ジャカルタ地裁では、原則として、各裁判官に無作為的・自動的に配てんされるようにしているようである。ただし、民事再生等で複雑困難な事件については、所長が適任の裁判官に配てんすることもあるようである。

³⁹ 高裁判事への昇進後も、特別民事事件担当最高裁調査官、民事室最高裁判事等に就任すれば、知財事件を担当する機会はある。

⁴⁰ 中央ジャカルタ地裁を含むジャカルタの地方裁判所は、任官から概ね20年以上が経過した4B及び4Cランクの裁判官しか配置されていないようである。

⁴¹ その他、労働アドホック判事と汚職アドホック判事が合計12名配属されている。

⁴² 2023年2月28日時点で16名に増えていた。

(3) 合議体による審理

知財事件の第1審は、商事裁判官3名で構成される合議体によって審理される。中央ジャカルタ地裁を含む商事裁判所が設置されるような大規模庁では、いずれの裁判官も他の地裁の所長を務めたことがあるなど、相応の実務経験を有し、キャリアにも特段の差異がないことから、事件ごとに合議体を構成する裁判官が順番に裁判長を務め、判決起案も当該裁判長が行っている。これに対し、他の中小規模の地裁では、若手の裁判官も多く配属されていることから、キャリアが長い者が裁判長を務め、経験が浅い者が判決起案をし、裁判長がその指導をするということが行われている。

(4) 事件数

中央ジャカルタ地裁商事裁判官については、裁判長として担当する事件と陪席裁判官として担当する事件とを合わせて、平均で1年間に約400件が配てんされる。未済件数は約60件であり、そのうち裁判長として担当する事件が約20件、陪席裁判官として担当する事件が約40件である。

商事裁判官の未済件数約60件でいえば、刑事事件が民事事件よりもやや多く、民事事件のうち商事事件（知財事件、倒産事件等）が約20件（全体の約30%）、そのうち知財事件が約3件（全体の約5%）である。

(5) 審理

ア 第1審の審理の流れ

知財事件についても、基本的には通常の民事事件と同様に、以下のような段階を経て審理が実施される⁴³。弁論は、数週間から1か月に1回程度の頻度で複数回にわたって実施され、証拠調べ⁴⁴を経て、判決に至るのが一般的である⁴⁵。ただし、後記のとおり、知財事件の審理期間（訴訟登録日から判決日までの期間）については、商標事件、意匠事件、著作権事件等は原則90日間以内、特許事件は180日間という制限がある。前記のとおり、判決に対する不服申立ては、最高裁への上告となる。

- ① 訴状（Gugatan）の提出
- ② 答弁書（Jawaban）の提出
- ③ 第1回弁論
裁判官による和解勧誘
（調停人による和解斡旋）

⁴³ 民事訴訟第1審の審理の詳細については、法務省が委託した調査研究の成果物である島田弦「インドネシア民事訴訟に関する法律規定および実務との比較」（2013年）を参照。

⁴⁴ 知財事件では、日本のような知財調査官の制度がないこともあり、技術系事件（特許等）も非技術系事件（商標等）も含めて、主要な論点（法令の解釈を含む。）については、当事者双方が申請した専門家証人（学識経験者や実務家）に意見を述べてもらうことも多い。

⁴⁵ 弁論は、一般人も含めて審理中の写真や動画の撮影が許され、著名事件等についてはYouTube等の動画配信サイトを介して生配信（ストリーミング）されることもあり、法廷の前にもスクリーンが設置されている。

- ④ 第2回弁論～
 - 原告準備書面 (Replik) の提出
 - 被告準備書面 (Duplik) の提出
 - 原告側証拠調べ
 - 被告側証拠調べ
 - 原告最終準備書面 (Kesimpulan) の提出
 - 被告最終準備書面 (Kesimpulan) の提出
 - 弁論終結
- ⑤ 判決宣告
- ⑥ 執行又は上告



中央ジャカルタ地裁の法廷



同法廷前のスクリーン

イ 電子裁判

電子裁判 (E-Court) における事件・裁判の運営に関する最高裁規則 (2019年第1号、2022年第7号) によって、特別民事を含む民事事件の第1審 (及び控訴審) の裁判手続には電子裁判制度が導入されている。これによれば、原告が電子裁判を選択して裁判所情報システム (SIP) における登録を受けた場合、訴状や答弁書を含む準備書面の提出、補正及び回答、証拠の提出並びに判決の宣告等を電子的な方法により行うことができ、また証拠調べ (証人尋問等) を含む弁論も裁判所の視聴覚通信媒体を通じて遠隔的に実施することができる (同規則3条、4条、20条、22条等を参照)。ただし、被告が電子裁判に同意しない場合、原告は電子媒体ないし紙媒体の書面等を提出し、書記官代行が電子媒体の書面等をダウンロードしてこれを被告に交付し、又は紙媒体の書面等を被告に交付することとなり、また、書記官代行は、被告が提出した紙媒体の書面等をSIPに登録することとなる (同規則20条3項、22条1項、24条等を参照)。

実際には、第1回弁論及びこれに続く和解・調停は対面で実施し、その後は、当事者同士が裁判所に出頭することなくE-Courtシステムを通じて書面を提出し合い、それから証拠調べ期日に入るといった運用も見られるようである。



中央ジャカルタ地裁窓口



マカッサル地裁窓口



同地裁 E-Court 専用窓口

ウ 上告審及び再審の審理

なお、知財事件の上告審については、上告申立て後、最高裁特別民事事件担当次席書記官室の事務や同事件担当調査官による調査等を経て、商事裁判官の資格を有する最高裁判事3名の合議体に配てんされる。合議体は、商事事件担当書記官代行の補佐を得るなどして、合議、判決に至る。少なくとも実務上、上告審は書面審理であり、公開の法廷における弁論や判決の宣告は行われず、判決書をウェブサイトアップロードすることで判決の公開の要請を満たしている。再審についても同様である⁴⁶。

4 商事裁判官の執務環境

(1) 執務室

中央ジャカルタ地裁の裁判官執務室については、合議体の構成とは無関係に、部屋ごとに裁判官1～3名が配置されている。商事裁判官が同じ部屋に集まっているわけでもなく、異なる部屋で執務する裁判官同士で合議体を構成するため、合議も裁判官室ではなく、空いている調停室や会議室等を利用して行っているようである。

なお、日本の裁判所では、各裁判官室が購入した多数の書籍が本棚に配置されているのが通常であるが、中央ジャカルタ地裁の裁判官執務室には、そのような形で書籍が配置されておらず、裁判官個人の書籍しかなかった。

⁴⁶ 実務上は、最高裁は、上告審、再審も含めて、法令の解釈統一機能というよりも、個別事件の解決機能の色彩を強く残しているように感じられ、過去の判例の変更に厳格な手続を要するというような制度も見受けられないため、合議体によって異なる判断がなされる可能性は高くなると思われる。特に、知財事件については、商事裁判所と最高裁の二審制となっているため、その傾向が強くならざるを得ないのではないかとわれ、実際に上告審、再審で変更が繰り返される事件も散見される。



中央ジャカルタ地裁商事裁判官の執務机



マカッサル地裁商事裁判官の執務机

(2) 執務時間

現在の中央ジャカルタ地裁所長の方針で、裁判官は午後9時までに退庁しなければならないが、業務量が多いため、その後や土日・祝日も残業をしている。基本的に、判決起案は、平日の夜か土日・祝日の時間を利用して行っている。

(3) 執務参考資料

ア 法令集等

法令集や、最高裁規則（Peraturan MA（P E R M A））及び最高裁回章（Surat Edaran MA（S E M A））⁴⁷をまとめた執務参考資料が各裁判所に配付されているが、裁判官各自に配付されるという体制にはなっていない。法令等を参照したい場合には、裁判所の図書室等に備え付けられている法令集等を利用するほか、最高裁、国家官房（S E K N E G）、その他各省庁、民間企業のウェブサイトに掲載されている法令等の情報を利用している⁴⁸。

知的財産権に関する法律及び規則等をまとめた法令集等も、知財総局から出されている。裁判所に所蔵されているほか、個人的に入手して執務に活用している者もいる。

イ 判例集

裁判官の中には、インドネシアは大陸法系の法制度を採用しているため、最高裁の判例であっても法的拘束力はなく、単なる参考資料にとどまると考えている者もいるし、単なる参考資料にとどまらずこれに従って判断すべきと考えている者もいるようである。

最高裁は、判決ウェブサイト（Direktori Putusan MA）⁴⁹で判決を公開している。現在では、基本的に2006年以降の最高裁及び下級裁判所の全ての判決を公開し、それ以前の判決も順次登載作業を続けているようであるが、少なくとも知財

⁴⁷ 最高裁回章は、最高裁各室総会で総括した司法任務遂行指針をまとめた通達のようなものであり、裁判官はこれを重視しているようである。

⁴⁸ 最高裁ウェブサイトの「J D I H（Jaringan Dokumentasi dan Informasi Hukum=Legal Documentation and Information Network）」（<https://jdih.mahkamahagung.go.id/>）から、法令、最高裁規則及び最高裁回章等を検索することができる。また、民間企業が運営する「Hukum Online.Com」（<https://www.hukumonline.com>）からは、最新の法令を検索することができる。

⁴⁹ <https://putusan3.mahkamahagung.go.id/beranda.html>

判決に関しては、2002年より前の裁判例は見当たらない⁵⁰。同ウェブサイトにおいては、特定の条件による絞り込み検索もできるようになっている。例えば、判決ウェブサイトにおいて、「kebaruan（新規性）」又は「langkah inventif（進歩性）」という言葉を含む判決を検索したい場合、同ウェブサイトの冒頭にあるキーワード入力ボックスに「langkah AND inventif OR kebaruan」というキーワードを入力すると、「langkah」と「inventif」の双方又は「kebaruan」の言葉を含む判決が列挙された画面が表示される。そこから、さらに「終局理由」（認容、棄却等）、「審級」（第1審、控訴審、上告審等）、「判決や事件受理の年」、「事件類型」（民事、刑事、宗教民事等）、裁判所（中央ジャカルタ地裁、ジャカルタ高裁、最高裁）の欄で所定の条件にチェックを付けていけば、対象を絞り込んでいくことができる。

最高裁は、少なくとも1980年頃以降、年に1回、最高裁判例集（Yurisprudensi MA）を発行して各裁判所に配付し、図書室に所蔵されている。登載判例は、最高裁判事等で構成される委員会で検討・決定されている。もともと、登載数は、民事事件、刑事事件等を合わせて年間10件弱にすぎず、知財事件が登載されているとも限らない。2018年までは紙媒体で発行され、同年分は判決ウェブサイトにも登載されているが、2019年以降は未発行のようである。

その他、民間の出版社から、商民事件のほか、一般民事事件、租税事件等の特定の分野の裁判例を集約した書籍も販売されている。

ウ ガイドブック

最高裁は、裁判実務に関するガイドブック等を作成し、各裁判所に配付しているが、1つの裁判所にそれぞれ5冊程度が配付されるにとどまっている。大規模庁では、裁判官の数や執務室の数にも到底及ばないことから、図書室に所蔵されたものを各裁判官が参照しているのが現状である。

エ 概説書・注釈書

インドネシアでも、様々な法分野に関し、大学教授や実務家が執筆した概説書や教科書を入手することができ、裁判官も事件処理等の際に利用している。こうした書籍は、裁判所の図書室にも所蔵されているが、自費で購入して執務に用いている者も多いようである。ただし、特許、商標、著作権といった科目ごとの基本的な内容の書籍はあるが、近年の技術進化に即した内容の書籍は十分ではないとのことであった。

これに対し、日本のコンメンタールのような法令の注釈書はない。インドネシアでは、法律が制定される際、条文そのものとともに、条文ごとの注釈（Penjelasan）も併せて公布されているが、大半の条文については「自明である（Cukup jelas）」として特段の記載がなく、十分なものとはいえない。

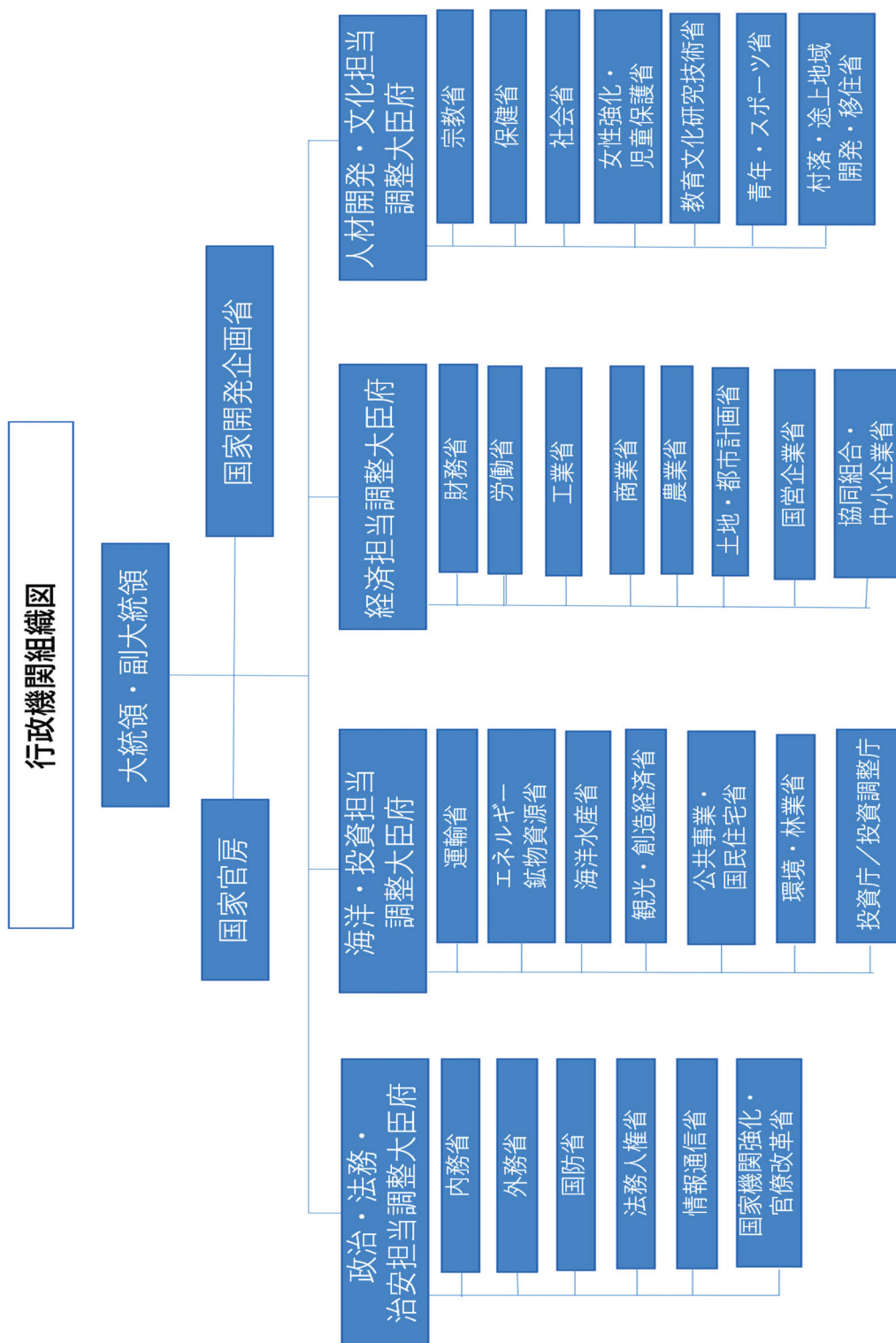
⁵⁰ 実際には2006年以降であっても判決原文を検索できない下級審判決が多数あった。

オ 実務書等

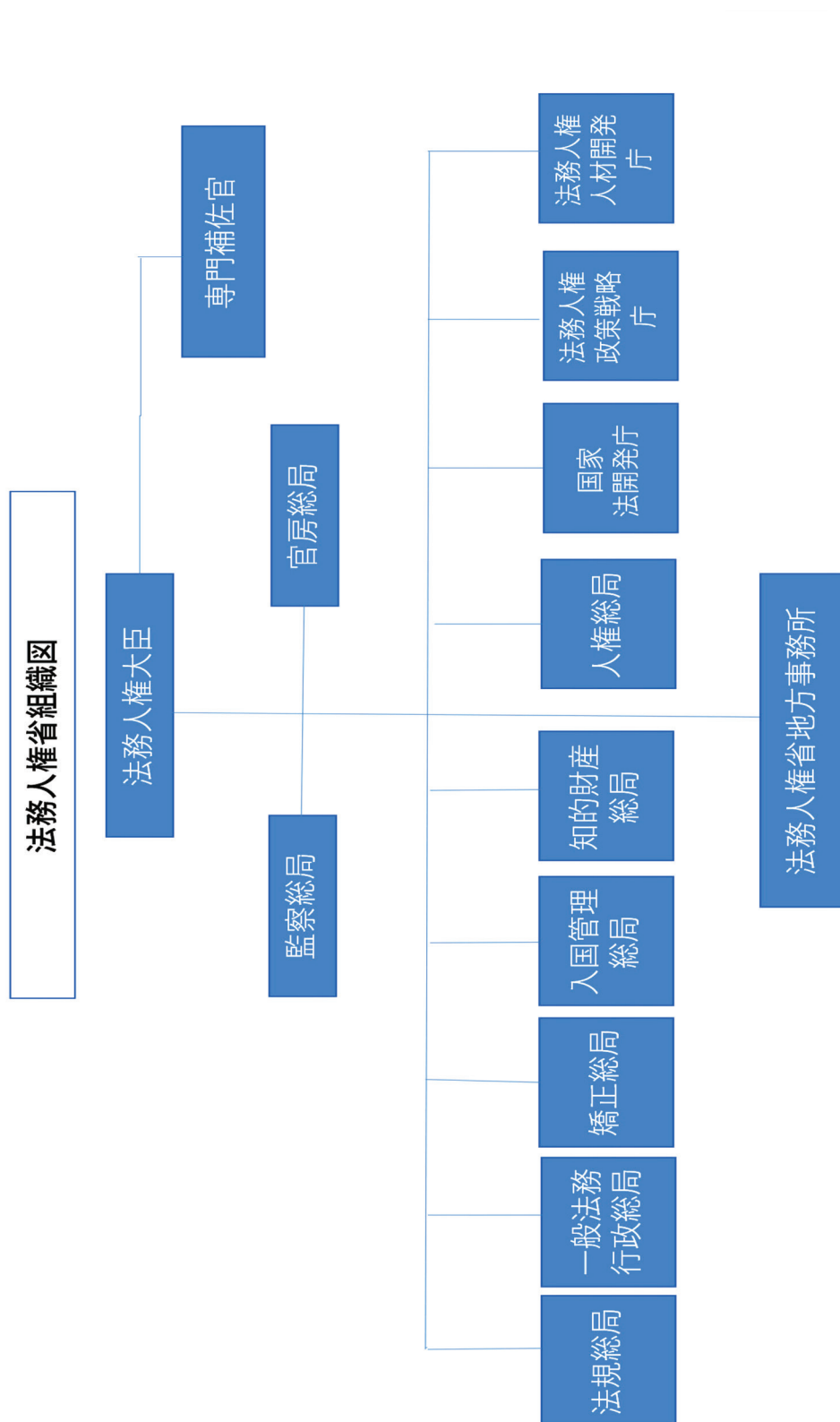
以前は、裁判官は、学位を取得するために博士論文等を作成する場合を除き⁵¹、実務書や法律雑誌等に掲載される論文等を執筆することはほとんどなかったが、最近では出版社等を通じて書籍を執筆・出版することもあるようである。ただし、裁判官が他の裁判官の判決を批評することは許されないと考えられているようである。

⁵¹ インドネシアの裁判所では、昇進において学位も重視されており、裁判官に任官した後も、外国の大学院への留学や、国内の大学院のオンライン講義及び論文執筆等を通じて、法学修士号や法学博士等の学位を取得する者も多い（裁判官の名前にも、その前後に、教授（Prof.）、博士（Dr.）、法学修士（M.H.）、法学学士（S.H.）等を付するのが一般的である。）。

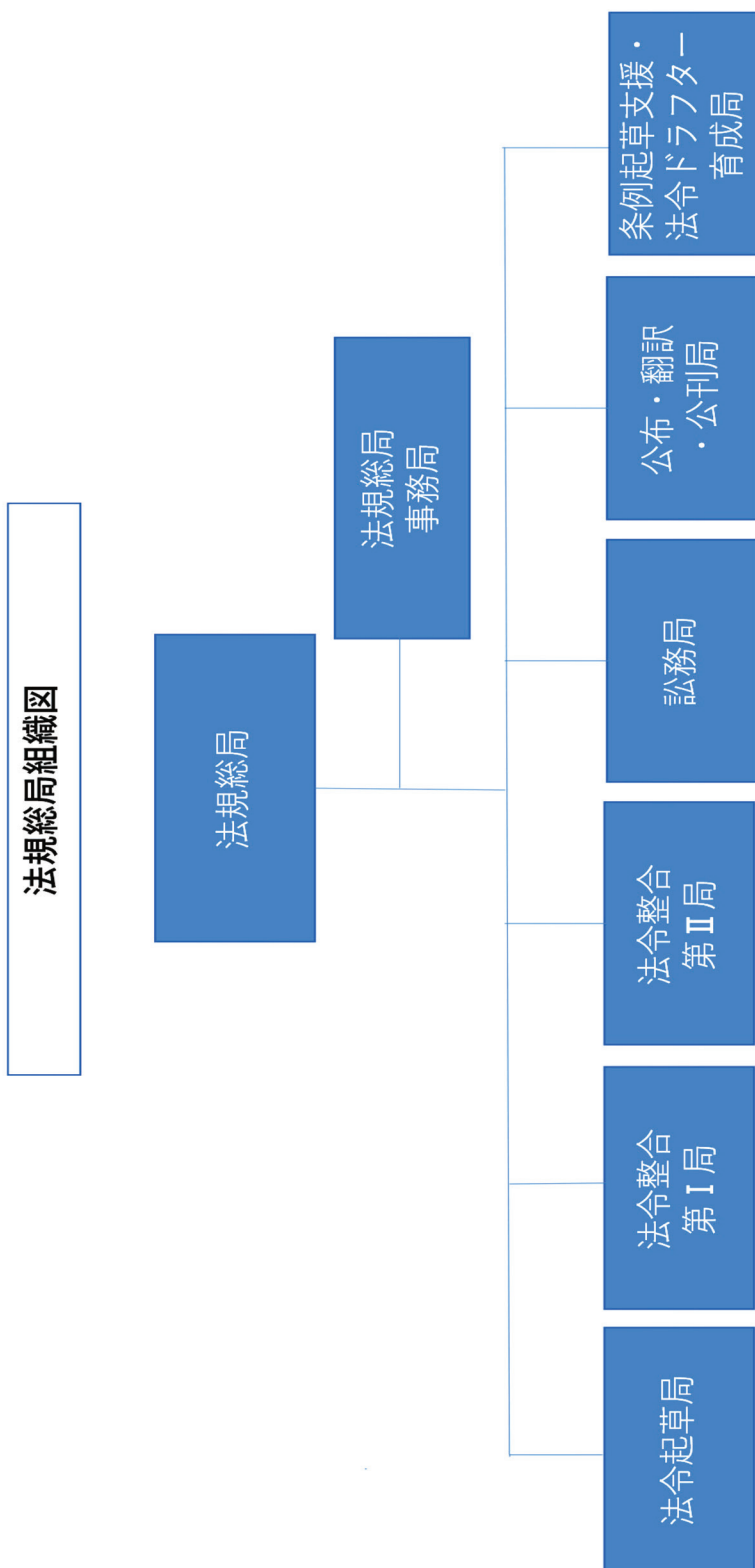
行政機關組織図



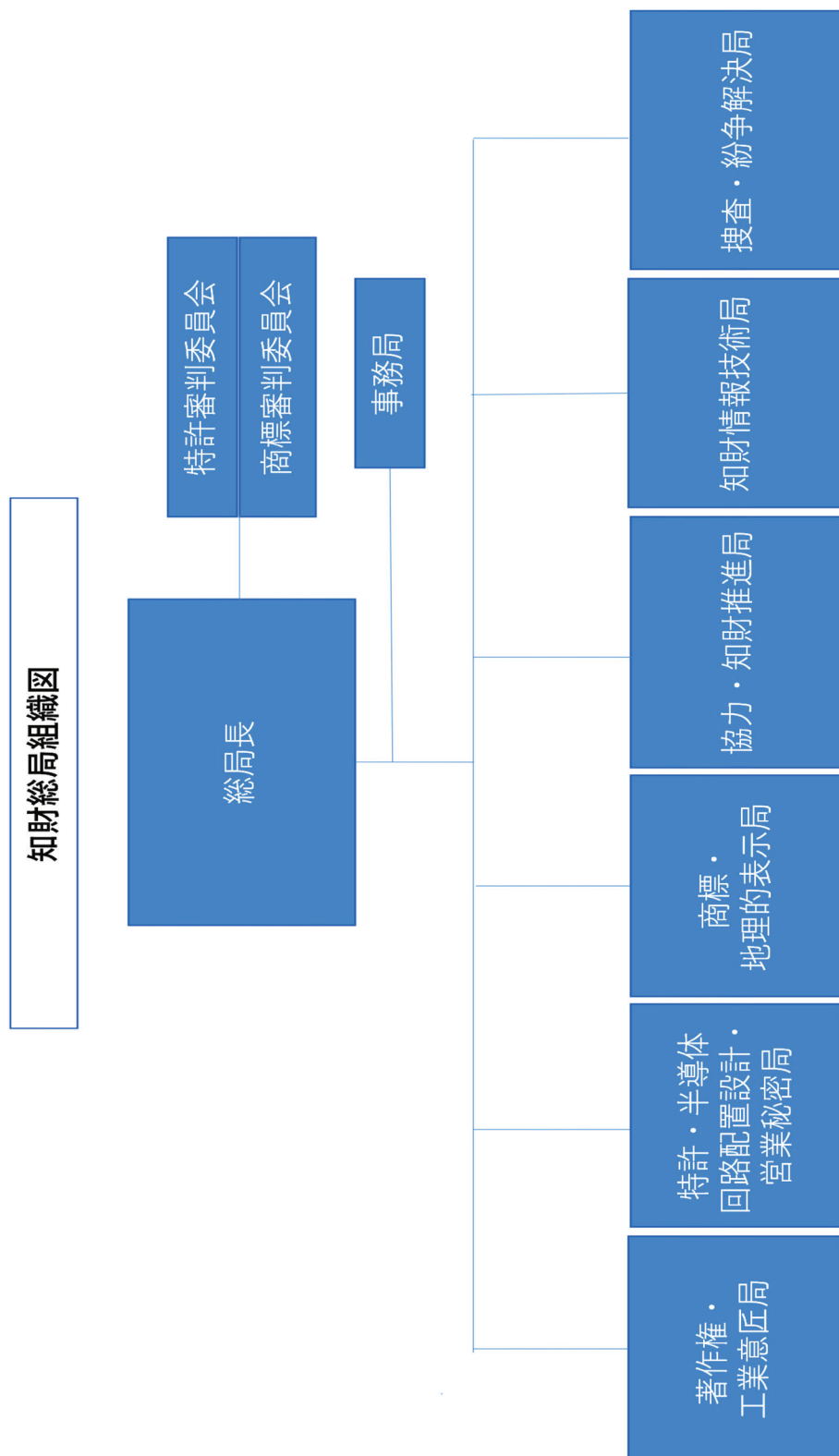
法務人權省組織図



法規総局組織図

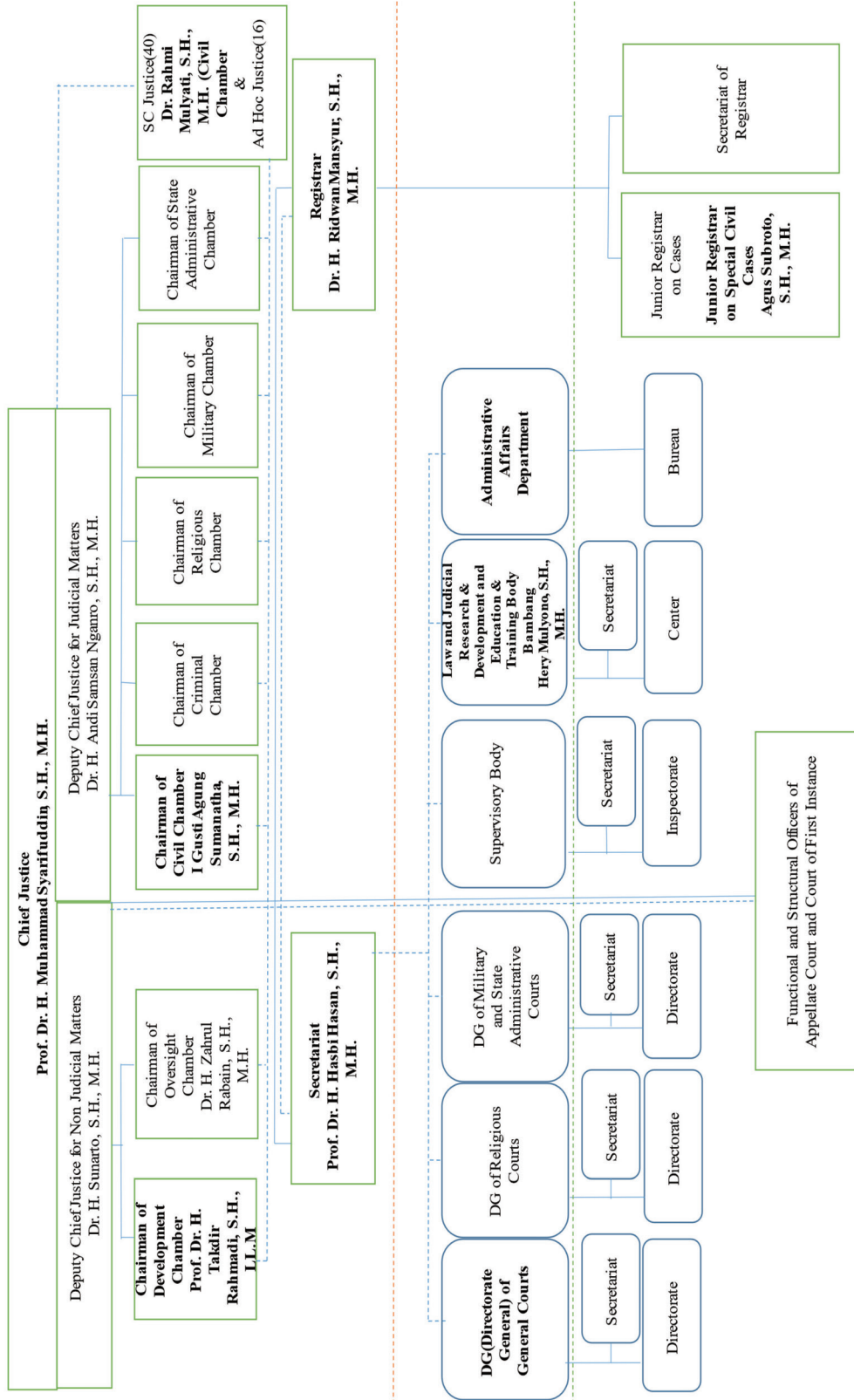


知財総局組織図



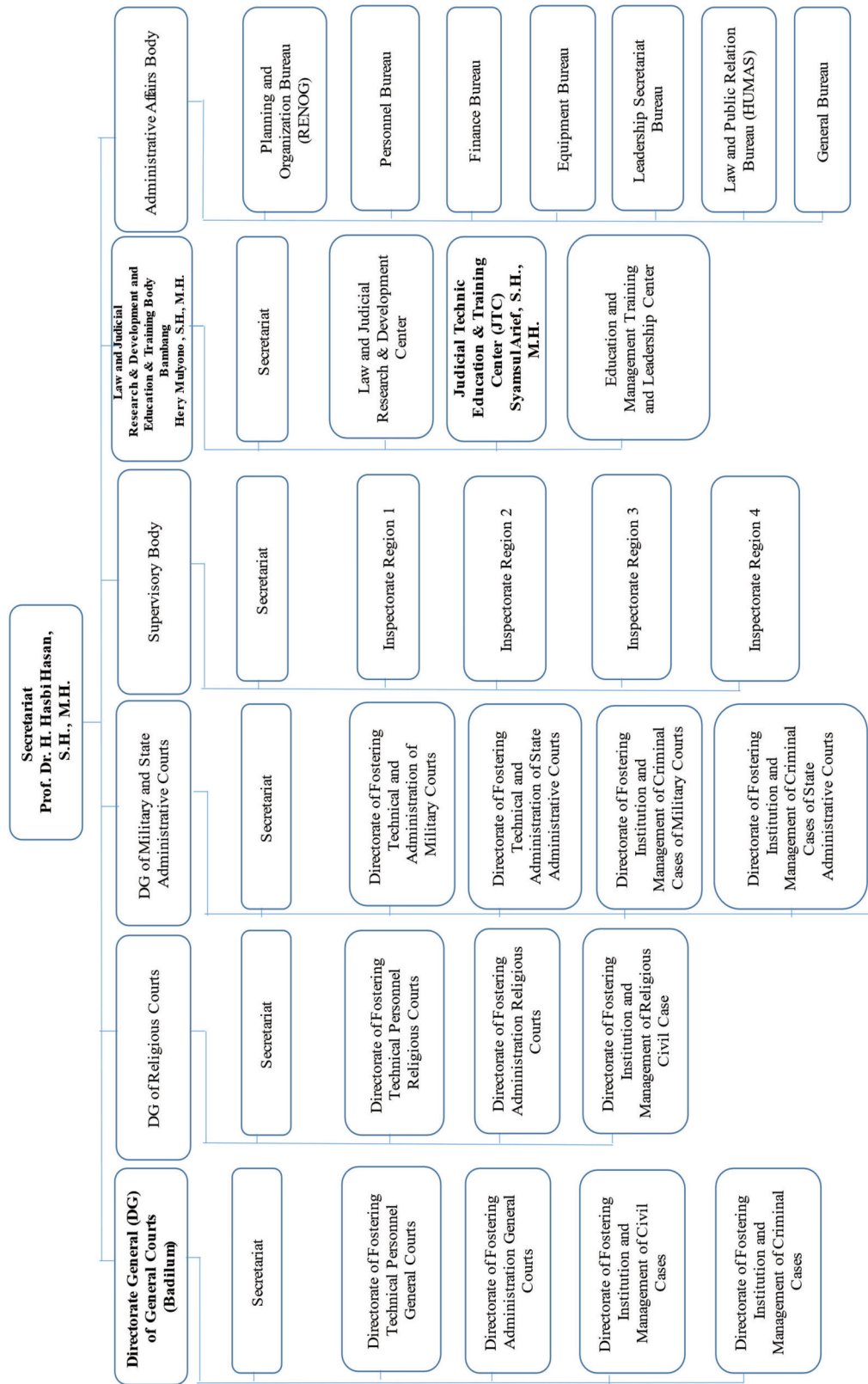
最高裁組織図

Organization Structure of Supreme Court of Republic of Indonesia



最高裁事務総局組織図

Organization Structure of Secretariat of SC RI



裁判所の事件統計

表1 最高裁判所及び4系列裁判所の各審級の事件の処理状況

	未済(2021)	新受(2022)	合計	既済(2022)	取下げ	未済(2022)	処理割合
1 最高裁判所	175	28,109	28,284	28,024	0	260	99.80%
2 控訴審裁判所	2,467	25,737	28,204	25,254	42	2,908	86.69%
3 第1 審裁判所	61,310	3,498,355	3,559,665	3,444,803	55,151	2,908	98.32%
4 租税裁判所	12,178	14,937	27,115	15,530	5	11,580	57.29%
5 合計	76,130	3,567,138	3,643,268	3,513,611	55,198	17,656	97.96%

表2 4系列裁判所の各第1 審裁判所の事件の処理状況

	未済(2021)	新受(2022)	合計	既済(2022)	取下げ	未済(2022)	処理割合
1 通常裁判所	37,355	2,840,594	2,877,949	2,835,185	4,998	37,766	98.69%
2 宗教裁判所	23,060	652,080	675,140	604,822	49,517	20,801	96.92%
3 軍事裁判所	124	2,859	2,983	2,722	10	251	91.59%
4 行政裁判所	771	2,822	3,593	2,074	626	893	75.15%
5 合計	61,310	3,498,355	3,559,665	3,444,803	55,151	59,711	97.96%

表3 4系列裁判所の各控訴審裁判所の事件の処理状況

	未済(2021)	新受(2022)	合計	既済(2022)	取下げ	未済(2022)	処理割合
1 通常裁判所	2,201	20,962	23,163	20,518	0	2,645	88.58%
2 宗教裁判所	39	3,108	3,147	3,081	36	30	99.05%
3 軍事裁判所	19	547	566	527	4	35	93.82%
4 行政裁判所	208	1,120	1,328	1,128	2	198	85.09%
5 租税裁判所	12,178	14,937	27,115	15,530	5	11,580	57.29%
6 合計	14,645	40,674	55,319	40,784	47	14,488	73.81%

表4 最高裁判所及び4系列裁判所(第1 審裁判所及び控訴審裁判所)の事件の処理状況

	未済(2021)	新受(2022)	合計	既済(2022)	取下げ	未済(2022)	処理割合
1 最高裁判所	175	28,109	28,284	28,024	0	260	99.08%
2 通常裁判所	39,556	2,861,556	2,901,112	2,855,703	4,998	40,411	88.58%
3 宗教裁判所	23,099	655,188	678,287	607,903	49,553	20,831	99.05%
4 軍事裁判所	143	3,406	3,549	3,249	14	286	93.82%
5 行政裁判所	979	3,942	4,921	3,202	628	1,091	85.09%
6 租税裁判所	12,178	14,937	27,115	15,530	5	11,580	57.29%
7 合計	76,130	3,567,138	3,643,268	3,513,611	55,198	74,459	97.96%

表5 最高裁判所の事件類型別の事件の処理状況

	未済(2021)	新受(2022)	合計	既済(2022)	未済(2022)	処理割合
1 民事	16	6,551	6,567	6,541	26	99.60%
2 特別民事	11	1,928	1,939	1,939	0	100.00%
3 刑事	10	1,655	1,665	1,663	2	99.88%
4 特別刑事	124	9,191	9,315	9,290	25	99.73%
5 宗教民事／イスラム刑事法	7	1,326	1,333	1,333	0	100.00%
6 軍事刑事	0	380	380	380	0	97.08%
7 行政	7	7,078	7,085	6,878	207	97.08%
8 合計	175	28,109	28,284	28,024	260	99.08%

表6 最高裁判所の上告審における特別民事事件の処理状況

	未済(2021)	新受(2022)	合計	既済(2022)	未済(2022)
1 労使関係(PHI)	0	1,601	1,601	1,601	0
2 倒産(Pailit)	10	142	152	152	0
3 知的財産(HKI)	0	53	53	53	0
4 政党(Parpol)	0	29	29	29	0
5 消費者紛争解決機関(BPSK)	0	22	22	22	0
6 仲裁	0	14	14	14	0
7 事業競争監視委員会(KPPU)	0	6	6	6	0
8 合計	10	1,867	1,877	1,877	0

表7 最高裁判所の再審における特別民事事件の処理状況

	未済(2021)	新受(2022)	合計	既済(2022)	未済(2022)
1 倒産(Pailit)	1	38	39	39	0
2 知的財産(HKI)	0	16	16	16	0
3 政党(Parpol)	0	3	3	3	0
4 仲裁	0	1	1	1	0
5 消費者紛争解決機関(BPSK)	0	1	1	1	0
6 情報公開	0	1	1	1	0
7 事業競争監視委員会(KPPU)	0	1	1	1	0
8 合計	1	61	62	62	0

表8 最高裁判所における事件受理日から判決までの審理期間

		審理期間(月)					合計
		1~3	3~6	6~12	12~24	24~	
1	民事	4,402	2,072	429	18	0	6,921
2	特別民事	1,615	299	43	0	0	1,957
3	刑事	1,024	524	429	345	57	2,379
4	特別刑事	5,925	2,162	1,841	1,335	321	11,584
5	宗教民事／イスラム刑事法	1,081	384	32	0	0	1,497
6	軍事刑事	312	9	90	18	0	429
7	行政	6,195	339	145	9	0	6,688
8	合計	20,554	5,789	3,009	1,725	378	31,455
9	割合	65.34%	18.40%	9.57%	5.48%	1.20%	100.00%

表9 最高裁判所における裁判長の事件受領日から判決までの審理期間

		審理期間(月)					合計
		1~3	3~6	6~12	12~24	24~	
1	民事	6,483	54	4	0	0	6,541
2	特別民事	1,930	9	0	0	0	1,939
3	刑事	1,651	12	0	0	0	1,663
4	特別刑事	9,185	74	28	2	1	9,290
5	宗教民事／イスラム刑事法	1,331	2	0	0	0	1,333
6	軍事刑事	378	2	0	0	0	380
7	行政	6,859	9	0	10	0	6,878
8	合計	27,817	162	32	12	1	28,024
9	割合	99.26%	0.58%	0.11%	0.04%	0.00%	100.00%

表10 最高裁判所の上告審における判決の種別

		判決					合計
		認容	棄却	訂正付き棄却	却下	取下げ	
1	民事	646	4,061	427	8	15	5,157
2	特別民事	305	1,018	531	18	5	1,877
3	刑事	235	1,061	217	10	2	1,525
4	特別刑事	769	3,857	3,162	38	1	7,827
5	宗教民事／イスラム刑事法	142	741	200	57	1	1,141
6	軍事刑事	12	279	56	18	0	365
7	行政	99	501	24	14	1	639
8	合計	2,208	11,518	4,617	163	25	18,531
9	割合	11.92%	62.16%	24.92%	0.88%	0.13%	100.00%

表1-1 最高裁判所の再審における判決の種別

		判決						合計
		認容	棄却	訂正付き棄却	却下	取下げ	未済	
1	民事	145	1,217	0	20	2	0	1,384
2	特別民事	7	51	0	4	0	0	62
3	刑事	22	102	0	3	0	0	127
4	特別刑事	497	898	0	12	3	0	1,410
5	宗教民事/イスラム刑事法	20	149	0	23	0	0	192
6	軍事刑事	2	12	0	1	0	0	15
7	行政	34	178	3	9	0	0	224
8	租税	477	5,357	0	102	4	7	5,946
9	合計	1,204	7,964	3	174	9	7	9,360
10	割合	12.86%	85.09%	0.03%	1.94%	0.10%	0.06%	100.00%

表1-2 第1審判決の受容率

		通常		宗教		軍事	行政	合計
		民事	刑事	宗教民事	イスラム刑事			
1	第1審判決数	38,444	120,285	470,560	448	2,270	2,037	634,044
2	控訴件数	7,709	13,253	3,053	55	547	1,120	25,737
3	控訴率	20.05%	11.02%	0.65%	12.28%	24.10%	54.98%	4.06%
4	第1審判決受容率	79.95%	88.98%	99.35%	87.72%	75.90%	45.02%	95.94%

表1-3 控訴審判決の受容率

		通常			宗教		軍事	行政	合計
		特別民事	民事	刑事	宗教民事	イスラム刑事			
1	控訴審判決数	3,164	7,594	12,924	3,026	55	527	1,128	28,418
2	上告件数	1,867	5,150	9,279	1,100	34	365	659	18,454
3	上告率	59.01%	67.82%	71.80%	36.35%	61.82%	69.26%	58.42%	64.94%
4	控訴審判決受容率	40.99%	32.18%	28.20%	63.65%	38.18%	30.74%	41.58%	35.06%

表1-4 上告審判決の受容率

		特別民事	民事	刑事	特別刑事	宗教	軍事	行政	合計
1	上告審判決数	1,477	3,790	1,506	5,212	991	195	507	13,678
2	再審件数	48	1,309	88	297	128	11	0	1,881
3	再審請求率	3.25%	34.54%	5.84%	5.70%	12.92%	5.64%	0.00%	13.75%
4	上告審判決受容率	96.75%	65.46%	94.16%	94.30%	87.08%	94.36%	100.00%	86.25%

表15 再審の対象判決種別

		合計	再審の対象判決			
			再審	上告審	控訴審	第1審
1	民事	1,401	64	1,309	18	10
2	特別民事	61	1	48	0	12
3	刑事	127	0	88	12	27
4	特別刑事	1,380	18	297	121	944
5	宗教民事	192	3	128	16	45
6	軍事刑事	15	1	11	1	2
7	行政	250	15	0	4	231
8	合計	3,426	102	1,881	172	1,271
9	率	100.00%	2.98%	54.90%	5.02%	37.10%
10	租税	6,093	45	0	0	6,048
11	合計	9,519	147	1,881	172	7,319

表16 通常裁判所の特別裁判所の事件の処理状況

		未済(2021)	新受(2022)	合計	既済(2022)	取下げ	未済(2022)
1	労使関係裁判所(PHI)	740	2,408	3,148	2,464	75	609
2	汚職裁判所(Tipkor)	861	2,041	2,902	1,925	0	977
3	商事裁判所(Niaga)	270	823	1,093	700	108	285
4	漁業裁判所(Perikanan)	4	36	40	36	0	4
5	人権裁判所(HAM)	0	1	1	1	0	0
6	合計	1,875	5,309	7,184	5,126	183	1,875